

第 60 号

平成31年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成31年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,248,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1,871,534
	1 負 担 金	1,871,534
2 国庫支出金		525,740
	1 国庫補助金	525,740
3 繰 入 金		338,220
	1 一般会計繰入金	338,220
4 繰 越 金		75,800
	1 繰 越 金	75,800
5 諸 収 入		3,566
	1 雑 入	3,566
6 県 債		433,600
	1 県 債	433,600
歳 入 合 計		3,248,460

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 2,532,102
	1 流域下水道費	2,532,102
2 公 債 費		705,706
	1 公 債 費	705,706
3 諸 支 出 金		10,652
	1 繰 出 金	10,652
歳 出 合 計		3,248,460

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 62,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	11,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
八代北部流域 下水道事業費	271,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業 特別会計 借換債	千円  89,600	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	433,600			